結核定期診断報告書について

**定期健康診断は、発病して重症化する前に患者を発見し、集団感染を防止する上で有効な手段です。**

実施者は、報告書を保健所長あて、**ＦＡＸ（０２９６－２４－３９２８）・郵送・メール**で報告してください。

筑西保健所は、**結城市・筑西市・桜川市・下妻市・八千代町**を管轄しています。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施者 | 対象者 ＜回数＞ | 根拠法令等 （感染症法施行令） | 報告  様式 |
| **市町村長** | 一般住民65歳以上の者 ＜毎年度1回＞ | 第12条第2項第1号 | **様式**  **第５号** |
| 市町村長が必要と認める者 ＜市町村が必要と定める回数＞ | 第12条第2項第2号 |
| **学校長** 小学校、中学校、高等学校、短大、大学、高等専門学校、専修・各種学校（修業年限1年未満を除く） | 教職員＜毎年度1回＞ | 第12条第1項第1号 | **様式**  **第１号** |
| 学生・生徒＜入学年度1回＞ | 第12条第1項第2号 |
| **事業主** 病院、診療所、助産所、介護老人保健施設 | 従事者  ＜毎年度1回＞ | 第12条第1項第1号 | **様式**  **第２号** |
| **施設の長** | 従事者 ＜毎年度1回＞   65歳以上の入所者 ＜毎年度1回＞ | 第12条第1項第1号 第12条第1項第4号 | **様式**  **第３号** |
| 救護施設等 | 社会福祉法 第2条第2項第1号 |
| 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム | 社会福祉法 第2条第2項第3号 |
| 障害者支援施設 | 社会福祉法 第2条第2項第3の2号 |
| 身体障害者厚生援護施設 | 社会福祉法 第2条第2項第4号 |
| 知的障害者援護施設 | 社会福祉法 第2条第2項第5号 |
| 婦人保護施設 | 社会福祉法 第2条第2項第6号 |
| 刑事施設 | 20歳以上の収容者 ＜毎年度1回＞ | 第12条第1項第3号 | **様式**  **第４号** |